

業務	内容	報酬額	入国管理局への支払い手数料	備考
日本で未永く暮らしたい 【永住許可】	日本人の配偶者等	60,000円	8,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・素行が善良であること ・独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること ・原則、10年以上本邦に在留していること、他 ・「日本人、永住者及び特別永住者の配偶者」また、「定住者」の方は、上記の条件が緩和されますので、当事務所までご相談ください。 ※「日本人の配偶者等」であっても、特別に「理由書」が必要な場合は、別途15,000円を加算させていただきます。 ※家族で申請される場合は、追加1人当たり1万円 ※毎回多くの外国人の方からご好評を頂いております。
	就労者	70,000円		
	定住者	80,000円		
日本の国籍を取りたい 【帰化許可】	会社員	180,000円	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き5年以上日本に住居を有すること ・20歳以上で本国法によって能力を有すること ・素行が善良であること ・自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によって生計を営むことができること、他 ・詳しくは当事務所までお尋ねください。 ※家族で申請される場合は、追加1人当たり2万円
	経営者	250,000円		
海外からの招へい 【在留資格認定証明書】	◆雇用関係(1) 「技術・人文知識・国際業務」	80,000円	不要	<ul style="list-style-type: none"> 2人目以降は、1人2万円 着入金4万円 / 成功報酬3万円 2人目以降は1人2万円 ※日中友好のため、ボランティア価格にてご提供しております ※対象: 横浜入国管理局・東京入国管理局
	◆雇用関係(2) 「企業内転勤」	90,000円	不要	
	◆雇用関係(3) 「中国人コックの招へい」	80,000円	不要	
	◆起業 「投資・経営」	90,000円	不要	
	◆身分関係(1) 「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者」	90,000円	不要	
	◆身分関係(2) 「家族滞在」	54,000円	不要	
	◆勉学 「留学」	36,500円 (EMS料 金含む)	不要	
国内で 【在留資格の変更】	◆雇用関係 「技術・人文知識・国際業務」「技能」	60,000円	4,000円	
	◆起業 「投資・経営」へ	80,000円	4,000円	
	◆身分関係 「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者」	80,000円	4,000円	
国内で 【在留期間の更新】	◆雇用関係(1) 「技術・人文知識・国際業務」「技能」	43,200円	4,000円	
	◆雇用関係(2) 「技術・人文知識・国際業務」「技能」	60,000円	4,000円	期間途中で転職した場合
	◆企業 「投資・経営」	43,200円	4,000円	
	◆身分関係 「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者」	43,200円	4,000円	
	◆身分関係 「定住者」	60,000円	4,000円	定住者の場合は、ケースにより異なる場合がありますので事前にお見積りいたします。
働ける在留資格であることを証明したとき 【就労資格証明書】	◆雇用関係(1) 「技術・人文知識・国際業務」「技能」	43,200円	900円	
	◆雇用関係(1) 「技術・人文知識・国際業務」「技能」	54,000円	900円	転職した先での証明を希望する場合
オーバーステイとなって(1) 【在留特別許可】	◆既に入籍されている方 「日本人の配偶者等」、「特別永住者」 「永住者」、「定住者」の配偶者	120,000円	不要	お相手の方が入籍前に入管へ拘留された場合は、ご相談ください
オーバーステイとなって(2) 【上陸特別許可】	◆身分関係 「日本人の配偶者等」、「特別永住者」 「永住者」、「定住者」の配偶者	110,000円	不要	オーバーステイとなった方を上陸禁止期間前に招へいする手続き
短期滞在ビザ 【中国人・短期滞在ビザ】	「親族・知人訪問」、「短期商用等」 書類作成 ※EMSによる発送は別途1,000円加算	43,200円	不要	1人～5人
		64,800円		6人～10人
何度でも出入国したい 【再入国許可】	1回限り	15,000円	3,000円	
	1回限り (他の更新・変更と一緒にご依頼の場合)	7,000円		
	数次有効	15,000円	6,000円	
	数次有効 (他の更新・変更と一緒にご依頼の場合)	7,000円		

お申し込み方法	<ul style="list-style-type: none"> ・直接事務所へ来られるか、電話又はメール等でお申込みください。 ・ご依頼時のお支払いによって、お申込みとさせていただきます。
お支払い方法	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に、ご依頼時に全額を前払いでお願いしています。 ・報酬額中の半額を、着入金とさせていただきます。 ・最初に、着入金のみお支払いを希望される方は、お申し出ください。 ・なお、「帰化申請」と、「在留特別許可」の場合も、お申し込み時に全額お支払いいただきますが、着入金のみでお申込みされた方は、書類が完成し、申請する前に、残額のお支払いをお願い致します。
付帯的費用	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費・交通費等の実費の他、入国管理局へ支払う許可手数料は、別途頂戴いたします。 ・遠方へ出張の場合は、依頼者の方の合意を得た上で日当(1時間4,000円、1日32,000円)を頂戴いたします。
キャンセル料	<ul style="list-style-type: none"> ・「着入金」は、書類作成のための事前準備、調査等に当てるものですから、お申込みの後に依頼者の方の都合でキャンセルされた場合は、ご返却できません。 ・その時点までかかった諸費用等がキャンセル料を上回った場合は、差額をご請求させていただきます。
その他 【注意事項】	<ul style="list-style-type: none"> ・当事務所で申請し、不許可となった後に再申請される場合は、金21,000円で承ります。 ・ただし、不許可の理由が申請者の責に帰するものについては、対象外とさせていただきます。 ・以前に不許可や不交付とされた事案、及び複雑な事案につきましては、別途割増料金を頂戴することがあります。 ・その場合は、事前にお見積りいたします。 ・報酬額は、予告なく変更することがあります。しかし受任後に増額することはありません。 ・報酬額は税込み表記になります。